

| | | | |
|--|------------------------------------|-----------|-----|
| | | 経済環境常任委員会 | |
| 平成30年6月7日受理 | | 請 第 31 号 | |
| 件 名 | 「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める請願 | | |
| 紹 介 議 員 | 提 出 者 | 住 所 | 氏 名 |
| 藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 溝 口 幸 治 | | | |
| <p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し、高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、平成20年度から地方消費者行政活性化交付金が措置された。加えて、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政が大きくステップアップした。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は、財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置、消費者教育の推進に関する法律に根差した消費者教育の推進、適格消費者団体の設立支援など、新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が平成30年度の地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、平成29年度に比べて大幅に減額され、それにより、地方公共団体は、消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>消費者庁は、当該交付金の活用について、平成29年度（一部の県では平成30年度）を新規立ち上げの最終年度としており、以降の新規の取組は認めず、活用期限に到達した事業から順次、交付金は終了するとしている。</p> <p>一方で、平成30年度から地方消費者行政強化交付金制度が始まるが、この交付金は活用期間が最大で3年と限定的で、かつ、基盤的な消費者行政の取組は対象とされていない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠である。</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方公共団体における消費者政策の取組に対する国の財政措置に係る意見書」を提出されるよう請願する。</p> | | | |